

演習Ⅱ

科目ナンバリング SEM-302
必修 2単位

村上 文

1. 授業の概要(ねらい)

労働法は、重要なルールが判例によって形成されており、生きた労働法は判例に現れるともいえる。そこで重要度の高い労働判例(働き方改革推進に関連する判例など)を素材に、社会で実際に起きている問題をどのように解決するべきかを考える。さらに社会人として要求される人前でのプレゼンテーション、討議能力についても、演習を通じて修得する。

2. 授業の到達目標

- ① 重要な判例について、その背景、意味、影響等を詳しく研究し、成果を発表できる。
- ② 労働法を、実際に起きた事案を通じて深く学び、就職するにあたって必要な知識を修得する。

3. 成績評価の方法および基準

プレゼンテーションの内容(50%)、グループワークの状況や演習での発言などの貢献状況(50%)をもとに総合評価する。

4. 教科書・参考文献

参考文献
森戸英幸 プレップ労働法(第6版) 弘文堂

5. 準備学修の内容

労働法の基本的知識を整理するとともに、グループ毎に各自が担当部分をしっかりと勉強し、プレゼンテーション等の責任を果たすことが求められる。グループ内でよく打ち合わせを行い、協力すること。

6. その他履修上の注意事項

労働法をすでに履修済み、または並行して履修することが望ましい。グループ学習の性格上、責任をもって準備し、積極的にディスカッションを行うこと。

7. 授業内容

- 【第1回】 イントロダクション テーマ等の打ち合わせを行う。
- 【第2回】 テーマについてのプレゼンテーションの準備(資料収集、まとめ方の相談など)を行う。
- 【第3回】 ゼミ生より、担当するテーマについてプレゼンテーション、ディスカッション、知識の整理を行う。
- 【第4回】 ゼミ生より、担当するテーマについてプレゼンテーション、ディスカッション、知識の整理を行う。
- 【第5回】 ゼミ生より、担当するテーマについてプレゼンテーション、ディスカッション、知識の整理を行う。
- 【第6回】 ゼミ生より、担当するテーマについてプレゼンテーション、ディスカッション、知識の整理を行う。
- 【第7回】 ゼミ生より、担当するテーマについてプレゼンテーション、ディスカッション、知識の整理を行う。
- 【第8回】 ゼミ生より、担当するテーマについてプレゼンテーション、ディスカッション、知識の整理を行う。
- 【第9回】 ゼミ生より、担当するテーマについてプレゼンテーション、ディスカッション、知識の整理を行う。
- 【第10回】 東京労働局の労働基準監督官より、労働基準監督の現状についてレクチャーを受け、ディスカッションを行う。(外部講師に依頼)
- 【第11回】 ゼミ生より、担当するテーマについてプレゼンテーション、ディスカッション、知識の整理を行う。
- 【第12回】 ゼミ生より、担当するテーマについてプレゼンテーション、ディスカッション、知識の整理を行う。
- 【第13回】 ゼミ生より、担当するテーマについてプレゼンテーション、ディスカッション、知識の整理を行う。
- 【第14回】 労働問題に関する重要テーマにつき、知識の整理・検討を行う。(オンライン)
- 【第15回】 ゼミ生より、担当するテーマについてプレゼンテーション、ディスカッション、知識の整理を行う。